

佐賀県人事委員会告示第 2 号

不利益処分についての不服申立てに関する規則(昭和 38 年佐賀県人事委員会規則第 4 号)第 10 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり公示の方法により送付する。

平成 25 年 4 月 19 日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

1 審査請求人の氏名

富永始郎、山田敬次、鶴田武美、貞包政美、中野平八、田島宗智、金子文雄、岸本ミサ子、嘉村満雄、江頭哲夫、築山實、大谷茂久、坂田重信、中島直、諸泉熊次、井口健一、山口辰馬、島弘、山口進、杉野博文、西村真一郎、中溝良三、小出芳憲、岡本勝一、田中丸正典、岩村豊、山口俊之、真崎健吾、山村誠

2 公示事項

昭和 50 年 7 月 14 日付けで受理した地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 49 条の 2 第 1 項の規定に基づく 1 に掲げる者の審査請求については、不利益処分についての不服申立てに関する規則第 12 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 4 月 5 日付けで棄却する旨の決定をした。

当該決定書の写しは、当人事委員会において保管し、いつでもこれを交付するので、交付を受けるべき者は、当人事委員会に出頭の上、受領すること。